

国立大の朝鮮学校生受験拒否など

「重大な人権侵害」と警告

98.2.21.
朝日新聞

日弁連文相に是正求める

日本弁護士連合会（日弁連）は二十日、朝鮮学校など在外外国人学校について「現在の制度的な不平等は重大な人権侵害」と橋本龍太郎首相、町村信孝文相にあてて是正を求める勧告書を出した。卒業生が国立大学を受験できないことや、公的な助成水準が日本の教育機関に比べて著しく低い点などを挙げ、「自国語や民族の文化を保持する

べき教育を妨げ、子どもの権利条約違反の状態が継続している」としている。法的拘束力はないものの、朝鮮学校などが再三指摘していた不合理性を法曹界の一角が初めて確認したものだ。

一九九二年、朝鮮初級学校から大学校までの教職員でつくる「在日本朝鮮人教職員同盟中央本部」などが日弁連に人権救済を申し立て、六年がかりで調査がまとまった。

朝鮮人学校は、戦後間もなく設立され、在日本朝鮮人連合会（朝鮮総連）の主導で現在は約百校に約二万人が在籍する。学習指導要領に準拠しつつ、朝鮮語や朝鮮民族の文化も教えている。しかし、文部省は学校教育法に定める第一条の学校としては認めず、都道府県知事の判断で各種学校

事実もない」と認定したうえで「私立学校と比べ、公的助成は十分の一にすぎず、教員の給与水準も低い」と不平等を指摘した。また、「子どもの権利条約」で子ども自身の文化的特性、言語、価値観を尊重するための基準づくりが義務づけられているにもかかわらず、文部省はこれを怠っていると批判した。

なかでも、卒業生が国立大学を一切受験できないことについて「外国の高等学校卒業生には留学のための受験を認め、公私立大学も門戸を開き始めていることと比べ、合理的理由がない」と批判した。

朝鮮学校から国立大を受験するには、大学入学資格検定（大検）合格が条件になる。その大検も、通っている朝鮮高級学校と並行して定時制、通信制高校に通わなければならない。文部省はこれまで「各種学校である限り、制度上、大学受験資格は認められない」（大学課）と説明してきた。その一方で、欧米系外国人学校の卒業生には、本国で通用する大学入学資格を取得さえしていれば、国立大の受験資格を与えている。

AA19980008J1